

入所申込をする前に必ずお読みください。

令和7年度

新地町立保育所 入所のご案内



令和7年4月より
担当課が変わりました！

新地町役場 保健福祉課 こども家庭係

(新地町役場1階 電話0244-62-2931)

保育所とは

保育所は、保護者の就労や、病気などの理由により家庭内で保育することができない児童を、保護者に代わって保育する児童福祉施設です。保育を必要とする理由がなく、保育施設を利用することはできません。保育を必要とする理由等ご不明な点や入所に関するご相談については、担当課へお問合せください。

保育を必要とする理由 ※次のいずれかに該当することが必要です。

① 就労	保護者が家庭の内外で仕事をするにより、その児童の保育ができない場合（パートタイム、夜間などすべての就労が対象となります。） ○就労を理由に申請する際は、下記の点にご注意ください。 ・ <u>1か月あたり48時間以上の就労が必要です。</u> ・無収入で就労と認められない場合は対象になりません。 ・自営業の場合には必要に応じて収入がわかる書類の提出をお願いする場合があります。 ・育児休業からの復職および就労先内定を理由に申請する場合は、 <u>入所した日から概ね1か月以内に復職または内定先へ就労してください。就労の確認が出来ない場合は、退所となります。</u>
② 母親の妊娠・出産	保護者が妊娠・出産により、その児童の保育ができない場合 ※期間は出産予定日から起算して8週前の日が属する月の1日から産後は8週が経過する日が属する月の末日までとなります。 <u>それ以降は、特別な事情がない限り退所となります。</u>
③ 保護者の疾病障害	保護者が病気、負傷または心身に障害があるため、その児童の保育ができない場合
④ 親族の介護・看護	親族の介護、または通院の付き添いなどにより、その児童の保育ができない場合
⑤ 災害復旧	火災や風水害、地震などの災害復旧にあたっており、その児童の保育ができない場合
⑥ 求職活動（起業準備を含む）	保護者が求職活動や起業準備のため、その児童の保育ができない場合 ※入所の期間は90日が経過する日が属する月の末日までです。期間内に就労が確認できる書類の提出がない場合は退所となります。 ※求職活動を理由に入所した場合、「就労」以外の理由での継続入所は認められません。特別な事情がなく、短期間に就労と退職（求職活動）を繰り返している場合も退所となる場合がありますので、ご注意ください。
⑦ 就学	職業訓練校等における職業訓練等を受けている場合
⑧ 虐待やDV等の理由により、その児童の健全な成長が阻害される恐れがある場合	
⑨ 育児休業取得時に、既に保育所を利用している子どもがいて継続利用が必要である場合	

支給認定について

保育所などの利用を希望される保護者の方は、「支給認定申請書」を提出して、「保育の必要性の認定」を受ける必要があります。保育所入所申込書と同時に支給認定申請書もあわせてご提出ください。後日、「支給認定証」を交付いたします。

【支給認定区分】

年齢	保育の必要性	認定区分		利用時間	利用先
満3歳以上の 場合	教育を希望される場合	1号認定	教育認定	教育標準時間	幼稚園 認定こども園
	「保育の必要な理由」に該当し、 保育を希望される場合	2号認定	保育認定	保育標準時間	保育所 認定こども園
				保育短時間	
満3歳未満 の場合		3号認定	保育認定	保育標準時間	保育所 認定こども園 地域型保育
				保育短時間	

※現在、幼稚園、認定子ども園及び地域型保育施設（家庭的保育、事業所内保育等）は、町内になり施設です。町外の幼稚園や認定こども園については、直接園にお尋ねください。

優先利用について

以下に該当する場合、保育利用の優先度が調整される場合があります。

- ① ひとり親家庭
- ② 生活保護世帯（就労による自立支援につながる場合等）
- ③ 生計中心者の失業により、就労の必要性が高い場合
- ④ 社会的養護が必要な場合
- ⑤ 子どもが障がい有する場合
- ⑥ 育児休業明け
- ⑦ 兄弟姉妹（多胎児を含む）が同一の保育所等の利用を希望する場合
- ⑧ その他町が定める事由



入所申込について

(1) 申込方法

窓口で配布している入所申込書類に必要事項を記入の上、必要書類を添えて申込期限までに保健福祉課こども家庭係へ提出して下さい。入所申込書類は新地町ホームページ内の「子育て支援サイト」からもダウンロードすることができます。

(2) 申込みに必要な書類

□保育所入所申込書（児童1人につき1枚） □支給認定申請書（児童1人につき1枚）

□保育を必要とする事由を証明する書類（※父母のどちらについても必要です）

保護者の状況に応じて、該当する書類を提出してください。祖父母等（69歳以下）と同居している場合は、それぞれ該当する添付書類が必要です。

保護者の状況		提出する書類	備考
① 就労	雇用されている（会社員・公務員・パート・派遣社員等）	就労証明書 ※自営業の場合、必要に応じて収入がわかる書類の提出をお願いする場合があります。	勤務先から証明を受けてください。 ※作成までに時間がかかる場合がありますので、早めに依頼してください。内容について勤務先へ問い合わせをする場合があります。
	自営業		
	内職		
② 妊娠・出産等		①申立書 ②母子手帳の写し	父母氏名、出産予定日が確認できるページ
③ 疾病・障害		①申立書 ②診断書または身体障害者手帳・療育手帳等の写し	状況等について、担当課から確認させていただく場合があります。
④ 介護・看護		①申立書 ②介護を受ける方の診断書または身体障害者手帳・療育手帳等の写し	
⑤ 災害復旧		被災証明書または罹災証明書	
⑥ 求職活動（起業準備含む）		①求職状況申立書 ②ハローワークの登録証の写し（登録している場合）	状況等について、担当課から確認させていただく場合があります。
⑦ 就学		①在学証明書・学生証等の写し ②カリキュラム表等	就学期間や授業の時間がわかるものを提出してください。
⑧ 育児休業中の継続入所		就労証明書	育児休業の取得期間および復職年月日が記載されているもの。

※在宅障害者（児）のいる世帯の方は「身体障害者手帳」「療育手帳」「特別児童扶養手当証書」の写しを添付してください。

☐ 生育歴 ☐ 同意書（3歳未満児のみ）

☐ 保育所入所に関する居住誓約書および添付書類（申込時に新地町に住民票の住所がない方）

☐ 令和6年度所得・課税証明書（対象者のみ）

※所得及び住民税課税額が記載されているもの

対象者	1. 令和6年1月2日以降に新地町に転入の方（または転入予定の方）
	2. 単身赴任等で別の市町村に住民登録をしている方
	3. 原発避難者特例法により入所の場合の方

※児童と同一世帯に生計を一つにしている父母とそれ以外の扶養義務者（家計の主宰者である場合に限る）のものがが必要です。

（3）申込期限

年度途中入所の申込期限は、入所希望月の前月の5日（休日の場合は翌平日）となります。

期限までに提出ができない場合は、担当課までご連絡ください。

希 望 月	5 月	6 月	7 月	8 月	9 月	10 月	11 月	12 月	1 月	2 月	3 月
期 限	4/7 （月）	5/7 （水）	6/5 （木）	7/7 （月）	8/5 （火）	9/5 （金）	10/6 （月）	11/5 （水）	12/5 （金）	1/5 （月）	2/5 （木）

入所までの流れについて（年度途中の入所）

期日までに入所申込書類を提出する。（入所希望月の前月5日まで）



提出された書類をもとに担当課で入所の審査に入ります。



入所可能な場合は「入所承諾通知書」、定員に空きがなく、受け入れができない場合は「保留通知書」を郵送します。（入所希望月の前月中旬頃を予定しています。）



「入所承諾通知書」を受け取られた方は、入所する保育所と面談をします。その際にお子さんの様子や準備物等を説明します。

「保留通知書」を受け取られた方は、年度内に入所が可能になった際に担当課よりご連絡いたします。

※入所申込後に提出した書類の内容から変更があった場合、速やかに担当課へご連絡ください。

保育の必要量について

保育を必要とする事由を証明する書類をもとに「保育標準時間」「保育短時間」の利用区分を認定しています。

保育を必要とする事由		保育必要量		支給認定の有効期間
		保育標準時間	保育短時間	
1 就労	保護者が家庭の内外で仕事することにより、その児童の保育ができない場合（パートタイム、夜間など全ての就労が対象）	○	○	該当児童の小学校就学前まで
2 母親の妊娠・出産	保護者が妊娠・出産により、その児童の保育ができない場合	○	-	有効期間開始日から「出産日から起算して8週間を経過する日の翌日の属する月の月末」まで
3 保護者の疾病・障がい	保護者が病気、負傷または心身に障がいがあるため、その児童の保育ができない場合	○	-	該当児童の小学校就学前まで
4 親族の介護・看護	親族の介護または通院の付添などにより、その児童の保育ができない場合 家庭に長期にわたる病人や、心身に障がいがある人がいるため、保護者が常時その看護にあたっており、その児童の保育ができない場合	○	○	該当児童の小学校就学前まで
5 災害復旧	災害により、家屋を失ったり破損したため復旧にあっており、その児童の保育ができない場合	○	-	該当児童の小学校就学前まで
6 求職活動	保護者が求職活動のため、その児童の保育ができない場合（起業準備含む）	-	○	基本的に有効期間の開始日から90日間
7 就学	職業訓練校等における職業訓練等を受けている場合	○	○	保護者の卒業予定日まで
8 虐待やDV等の理由により、その児童の健全な成長が阻害される恐れがある場合		○	-	該当児童の小学校就学前まで
9 育児休業取得時に、既に保育を利用している子どもがいて継続利用が必要であること		-	○	育児休業対象となる子どもの出産後1年を経過する日の属する月の月末まで
10 その他、上記に類する状態として町が認める場合		○	○	該当児童の小学校就学前まで

○「保育標準時間」利用・・・両親のフルタイム就労等を想定した利用時間（最長11時間）
1ヶ月あたり実働120時間程度（週当たり実働30時間程度）
の就労を下限とします。

○「保育短時間」利用・・・両親またはいずれかがパートタイム就労等を想定した利用時間（最長8時間）1か月あたり実働48時間を就労の下限とします。

それぞれの区分の利用時間は下記のとおりです。利用可能な時間以外に保育を利用される場合は延長保育料金がかかります。

	保育短時間	保育標準時間
新地保育所	8:00～16:00	7:00～18:00
福田・駒ヶ嶺保育所	8:00～16:00	7:30～18:00

開所日および開所時間について

各保育所の開所日および開所時間については、次のとおりです。日曜祝日、年末年始（12月29日～1月4日）はお休みです。お盆期間中は希望者のみ新地保育所での集合保育となります。

	開所時間（月一金）	開所時間（土）
新 地 保 育 所	7：00－19：00	新地保育所で集合保育 7：00－19：00
駒ヶ嶺保育所	7：30－18：00	
福 田 保 育 所		

※土曜保育の利用については、別途申請が必要となります。利用を希望する場合は入所後に各保育所へご相談ください。

延長保育時間と料金について

延長保育の実施時間と料金については、下記のとおりとなります。延長保育を利用された場合は、利用された月の翌月初めに納付書を送付します。役場会計室または指定金融機関で納付をお願いします。

○新地保育所

	時間単価【上段】・延長時間【下段】		
	朝【7:00～8:00】	夕【16:00～18:00】	夕【18:00～19:00】
保育標準時間認定			200円
7:00～18:00			18:00～19:00
保育短時間認定	200円	200円	200円
8:00～16:00	7:00～8:00	16:00～18:00	18:00～19:00

○福田・駒ヶ嶺保育所

	時間単価【上段】・延長時間【下段】		
	朝【7:30～8:00】	夕【16:00～18:00】	夕【18:00～19:00】
保育標準時間認定			
7:30～18:00			
保育短時間認定	100円（30分）	200円	
8:00～16:00	7:30～8:00	16:00～18:00	

慣らし保育の期間について

初めて保育所に入所するお子さんについては、保育所に慣れるまで、「慣らし保育」の期間があります。慣らし保育期間中は午前のみのお預かりとなり、給食を食べてお帰りとなります。期間は、1週間程度を予定していますが、個人差がありますので、保護者の方と保育所で相談しながら、お子さんの負担にならないようにすすめていきます。

給食について

各保育所に給食室を設け、安全・安心な食材を使った手作り給食やおやつを提供しています。0歳児から2歳児は完全給食です。ミルクや離乳食は月齢にあわせて進みます。3歳児から5歳児は自宅から主食（ごはん）のみ持参となり、おかずは給食で提供します。

退所について

入所後、家庭の事情等で退所する時は、通っている保育所または担当課へ早めに連絡をお願いします。「退所届」の提出が必要です。また、新地町外へ住所を異動してしまうと保育所が利用できなくなりますので、ご注意ください。

保育料について

保育料は、父母の町民税の課税額に応じた額になります。具体的な保育料については、国の基準をもとに新地町が定めることとなりますが、国の基準額よりも低くなるよう町で定めています。なお、幼児教育無償化の対象となる3歳児クラスから5歳児クラスまでのお子さんの保育料はかかりません。ただし、延長保育料については、無償化の対象外となりますので保護者の方の負担となります。

※単身赴任などで、住民票の世帯が別であっても、実質的に同一生計の場合は、その合計額により取り扱いますので、課税証明書等を添付して下さい。また、父母の収入や扶養状況により、祖父母等の町民税課税額を合算して計算する場合があります。

保育料の納入方法について

保育料の納入方法は口座振替と納付書での納入があります。振替日（納入期限）は毎月5日（3月分のみ25日）です。口座振替の手続きについては、各金融機関にてお願いします。

また、納付書での納付については、毎月25日頃に納付書を送付いたしますので、期限内に役場会計室または指定金融機関の窓口にて納付をお願いします。

※5日（3月は25日）が土日・祝日等に該当している場合は翌営業日となります。



新地町独自の施策について

①副食費の無償化について

3歳から5歳までのお子さん副食費（給食のおかずやおやつ等）は、幼児教育無償化の対象外となっています。そのため、副食費は保護者負担となりますが、町では子育て世帯の経済的負担を軽減するため、世帯の所得にかかわらず、すべてのお子さんの副食費を無料とします。

②保育所同時入所第2子以降無償化

同一世帯で兄弟姉妹が同時入所している場合の、2人目以降の保育料無償化についても引き続き実施いたします。

③保育料軽減助成金について

3歳未満のお子さんで保育料を滞りなく納めている方に対し、1か月あたり3,000円を助成します。4月から翌3月までの保育料を完納した場合は、年間で36,000円の助成となります。

よくある質問

Q1) 申込をすれば必ず入所できますか？

A1) 提出された入所申込書類を審査し、保育が必要な児童と認定された場合であっても、申込者数が定員を超えた場合は入所できない場合があります。その際は、入所選考基準に基づいて、保育の必要性の高い方から入所となります。入所保留となった場合は、年度内に入所が可能となった時点で、担当課よりご連絡いたします。

Q2) 入所の申込は先着順ですか？

A2) 先着順ではありません。保育の必要性の高い方から入所決定となります。

Q3) 新地町に住民票の住所がないのですが、入所申込（入所）はできますか。

A3) 原発事故の関係で新地町に避難されている方を除き、新地町に住民票上の住所がない方は申込（入所）することができません。ただし、保育所入所日の前までに新地町に転入予定の方については、担当課までご相談ください。広域入所（里帰り出産や勤務先の関係で、住民票の住所を他市町村に置いたまま、新地町の保育所を利用する制度）をご希望の場合は、お住まいの市区町村の保育担当課にご相談ください。新地町の保育所の定員に空きがある場合のみ、受け入れすることができます。

Q4) 同時入所第2子以降無料化は、兄弟姉妹が同じ保育所に入所していなければ対象にならないのでしょうか？

A4) 同じ保育所でなくても、町内の保育所に入所していれば対象になります。例えば第1子が福田保育所、第2子が新地保育所にそれぞれ入所している場合などが該当になります。

施設案内

	保育所名	住 所	定員
公 立 保 育 所	新地保育所	新地町谷地小屋字愛宕38 TEL 62-2277 FAX 62-5463	150名
	駒ヶ嶺保育所	新地町駒ヶ嶺字新町7 TEL /FAX 62-3009	90名
	福田保育所	新地町大字福田字中里14 TEL /FAX 62-3595	90名

保育所略図

